

税 理 士 法 人 和  
社会保険労務士法人 和  
一般社団法人 和

大阪 〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-1-9MG 大手前ビル 6F

Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

東京 〒102-0075 東京都千代田区三番町 5 番地 40・6F

Tel 03-3239-5490 Fax 03-3239-5491

September, 2015

なごみ便り

www.101dog.co.jp

## マイナンバー導入で中小企業がすべきこと

マイナンバー制度は、平成 28 年 1 月から、住民票をもつ一人ひとりに、マイナンバー（12 桁の個人番号）が割り当てられ、社会保障・税・災害対策の分野で利用開始となります。

それに伴い、企業では社会保障や税の手続きで、従業員等のマイナンバーを取り扱う必要が生じます。マイナンバーの取り扱いについては法律の規制があるため、法律に対応した取扱方法をあらかじめ決めておき、従業員に明示する必要があります。

平成 27 年 10 月から配布される通知カードによるマイナンバーの通知までに次の事項を経営者及び従業員に理解していただく必要があります。

### 1、全従業員に伝えるべき事項

以下の事項は、平成 27 年 10 月（マイナンバーの通知開始）より前に、必ず全従業員に伝えましょう。

#### (1) マイナンバーはどのような手続きで使用されるのか

源泉徴収事務や、社会保障関係事務、災害対策に関する事務で使用することになります。

#### (2) マイナンバーがいつ、どのように通知されるのか

平成 27 年 10 月以降、従業員の住所（住民票記載の住所）にご家族全員分の通知カードが簡易書留で届きます。（やむを得ない理由により居所で受け取りたい場合には、9 月 25 日までに所定の申請が必要です。）

#### (3) 注意事項（マイナンバーが外部に漏れた場合に悪用される恐れがあります。）

マイナンバーが表示されている書類を机の上などに放置しないこと。

社会保障、税の手続きで行政機関や勤務先などに提示する以外は、通知カードに記載されているマイナンバーを他人に教えないこと。

会社の事務取扱担当者は、他人のマイナンバーを法令で定められた目的以外で取得しないこと。

（法令で定められた目的以外でコピーやメモを取ることは違法です。特にお客様の身分証明書として提示してもらう場合には注意が必要です。）

#### (4) 通知カード、個人番号カードについて（家族分も含め、絶対に紛失しないように保管すること。）

##### 通知カード

マイナンバーを会社に提示する際に、番号に誤りがないことを証明するために必要となります。また、個人番号カードの交付申請を行う際には通知カードを市区町村へ返却する必要があります。

##### 個人番号カード（顔写真が表示されます。）

運転免許証と同様、公的な身分証明書として使用できるほか、市区町村が提供するサービスを受けるときや、電子申請を行う際の本人証明などの用途でも利用出来ます。

お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

## 2、総務・経理業務担当者に伝えるべき事項

(1) マイナンバーを法令で定められた利用目的以外で取得・利用・提供しないこと

(2) マイナンバーを法令で定められた利用目的以外で保管をしないこと。

(業務で使用する必要がなくなったら廃棄すること。)

(3) マイナンバーの安全な管理のために必要なこと(安全管理措置が義務付けられます。)

マイナンバーの取り扱いに関する従業員教育(ルールの決定と順守)

マイナンバーを取り扱う人の限定

外部からの不正アクセス防止(ウイルス対策、アクセスパスワードの設定等)

のぞき見による情報漏えいの防止(パソコンの設置場所の工夫等)



(4) マイナンバーを取り扱う上で保存しなければならない書類

扶養控除等申告書のように、所管法令で一定期間の保管が義務付けられた申告書等は保管が必要ですが、それ以外の本人確認書類等については、保管義務がありません。本人確認書類等については、本人確認の完了後は保管しないように決めておいたほうが、安全管理の観点から望ましいです。

### 【保管すべき定めのある書類】

法令で保管期間が定められている主なものは、以下のとおりです。

	書類名	保管期間
税関係	扶養控除等申告書	その申告書の提出期限の属する年の翌年
	退職所得の受給に関する申告書	1月10日の翌日から7年間
社会保険関係	雇用保険関係書類	退職した日から4年間
	労災保険関係書類	退職した日から3年間
	健康保険・厚生年金保険に関する書類	退職した日から2年間

### 【マイナンバーの利用開始時期について】

#### 平成28年1月から利用開始される業務

・雇用保険関係業務(資格取得・喪失届など)、税務関係業務(期中退職者の源泉徴収票など)

注)法人税・消費税の申告書については、平成28年1月1日以後最初に開始する事業年度の申告書から必要です。

#### 平成29年1月から利用開始される業務

・健康保険・厚生年金関係業務(資格取得届・喪失届)

・税務関係業務(所得税確定申告書・法定調書の作成及び手続など)

注)税務関係業務については、提出時期について記載しています。

平成28年に提出する確定申告書及び法定調書については、マイナンバーの記載対象外になります。

(文章担当:吉田)

## ～頭の体操なぞなぞコーナー～

今月のなぞなぞを出題します。解答は、次月のなごみ便りに掲載いたしますので是非挑戦してみてください!

Q.1,000万円する高級ワインが、あっというまに1万円になってしまいました。なぜでしょうか?

先月のQ. ネコがお肉屋さんに行って「これだけ下さい」と手(前足)で、ジェスチャーしました。

さて、お肉さんが持ってきたお肉の数は??

先月の答え:9切れ(肉球を見せたため)